

特殊会社の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成 22 年 5 月 18 日
閣 議 決 定〕

特殊会社については、独立行政法人等とは異なり、民間会社に近い形態であり、経営の自主性をより尊重するのが基本ではあるが、一部の役員ポストが公務員OBの指定席になっているとの批判等があることから、当面、以下により対応することとする。

- 1 府省庁による公務員の再就職あっせんは、平成 21 年 9 月 29 日の閣議における鳩山内閣総理大臣発言に基づき、特殊会社についても一切行わない。
- 2 役員人事の公平性、透明性の確保を図るとともに、より優れた人材を確保する観点から、今後 1 年以内（平成 23 年度の株主総会まで）に以下の措置を講ずる。
 - (1) 国（国に準ずる主体を含む。以下同じ。）が 100% 株式を保有する特殊会社においては、会社ごとに役員候補者について第三者が評価を行う委員会を設け、当該委員会から役員として適任であるとの評価を受けることを、役員任命に関する所管大臣認可の条件とする。
 - (2) 国が 100% 株式を保有していない特殊会社も含め、所管大臣は、会社経営について意欲と能力を有する人材かどうかとの観点から、責任を持って判断し、内閣官房長官に協議の上、認可を行う。
 - (3) 特殊会社の常勤役員のうち公務員OBが占める割合については現在、省庁ごとに主管の特殊法人・特殊会社全体を通じて、1／2 以内とすることになっている（平成 9 年 12 月 26 日閣議決定）が、今後政策金融の在り方について検討が行われることも踏まえ、当面の措置として、その割合が 1／3 以内となるよう、公務員OB の数を削減する。